

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-------------------------|-----------------------------|---------|-----|--|--|
| 3-2 予算執行・会計の見直し② | | | | | |
| 118 | ①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない | 16年度～ | 着手済 | ○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないと、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月末までに整理合理化を行うこととしている。 | ・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立時に、288施設(出資額約1,922億円)、平成18年11月1日に14施設を出資(今後、11施設を追加出資予定) |
| 119 | ②年金福祉施設等の整理合理化 | 17年10月～ | 着手済 | | |
| 120 | ③年金事務費への保険料充当の仕組みの恒久化 | 20年度～ | — | ○受益と負担の関係の明確化等の観点から、年金事務費の一部に保険料を充てる仕組みを導入することとし、所要の改正規定を平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。 | |
| 121 | ④保険料財源により実施する事業の範囲の明確化 | 20年度～ | — | ○国民のニーズに対応してサービスの確保を図らなければならない年金相談事業や、社会保険オンラインシステムの運用等について具体的に法律に規定することにより、年金保険料を充てる事業の範囲を明確化することとし、所要の改正規定を平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。 | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----------------------------|---|-----------|-----|--|-----------------------|
| 3-3 社会保険オンラインシステムの刷新 | | | | | |
| 122 | ①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る | 18年度～22年度 | 着手済 | <p>○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表を行った。</p> <p>○今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムの見直しを実施することとしている。</p> <p>○新システムの基本設計業務について、一般競争入札による調達を平成18年8月末に行い、平成18年度末までに基本設計書の作成を行ったところである。</p> | |
| 123 | ・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによるシステム運用経費の削減及び原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより | | | | |
| 124 | 費用構造の透明性を確保 ・手作業処理のシステム化、既保有情報の活用、他の公的機関とのデータ連携等により業務を効率化 | | | | |
| 125 | ・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保 | | | | |

| 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|----|------|----|------|-----------------------|
|----|------|----|------|-----------------------|

IV. 法令遵守と個人情報保護の徹底

4-1 法令遵守意識の徹底

| | | | | |
|-----|---|--------|-----|---|
| 126 | ①外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用 の徹底 | 18年6月～ | 着手済 | <p>○平成18年6月より、社会保険事務所及び地方社会保険事務所の事務手続における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者などお客様の皆様から、社会保険庁本庁が直接受け付ける体制を整備。</p> <p>○受け付けた通報のうち、法令違反の疑いのあるものについては、法令遵守委員会において、調査を実施。</p> <p>○また、従来から行っている法令遵守の疑い等についての職員からの通報制度の取扱いについて、職員への周知を徹底。</p> |
| 127 | ②法令遵守委員会の調査範囲の拡大 | 18年7月～ | 着手済 | <p>○社会保険事務所及び地方社会保険事務所の事務手続における法令違反の疑い等について、これまでに行ってきた社会保険庁職員からの内部通報に加え、以下の情報についても必要な調査を行うとともに、調査結果に基づく措置について協議を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員以外の方からの外部通報(法令違反通報窓口への通報等) ・社会保険事務所から報告される各種の事件・事故・事務処理誤り |
| 128 | ③各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置 | 18年7月～ | 着手済 | <p>○本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ、以下の事項等について対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守委員会(本庁)が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底 ・本庁に報告された事件・事故・事務処理誤りの事案の調査及び調査結果に基づく措置の検討(既に対応事例があり、本庁の法令遵守委員会による対応が必要でない事案に限る。) |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----|--|--------|-----|--|-----------------------|
| 129 | ④法令遵守研修の充実 | 18年7月～ | 着手済 | <p>○法令遵守の徹底のためには、社会保険大学校における研修のみならず、社会保険事務局・社会保険事務所における研修など、各部署における様々な研修の機会等において、繰り返し伝達し、周知を図ることが必要であることから、以下の取組みを行っているところである。</p> <p><社会保険大学校> ・平成18年6月より、原則、社会保険大学校が実施する全てのカリキュラムにおいて法令遵守研修を実施。 ・法令遵守の重要性に鑑み、平成18年度中に全ての社会保険事務所長が管理者研修を受講。</p> <p><社会保険事務局・社会保険事務所> 平成19年度は平成18年度に引き続き、全職員を対象に法令遵守研修を実施することとしている。その際、倫理管理官による研修に加え外部の専門家を招聘するための予算を確保。</p> | |
| 130 | ⑤法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯することによる「見える化」の実施 | 18年9月～ | 着手済 | <p>○職員の意識改革を図るために策定された「社会保険庁職員行動規範」の理念・チェックポイント等を視覚的に認識できるようにしたコンプライアンスカードを全職員に常時携帯させることにより、行動規範の実践を徹底させる。</p> <p>コンプライアンスカードの記載内容 あなたはお客様を第一に考えて行動していますか？【お客様第一】【国民へのサービス向上】 その行動は社会保険事業に対する信頼を損ないませんか？【安心と信頼】【公平・公正】 その行動は法令や社会の良識に反していませんか？【法令遵守・公務員倫理】 あなたは業務執行ルールを厳守して業務を遂行していますか？【業務執行ルールの厳守】 あなたはお客様の個人情報の保護の徹底に努めていますか？【個人情報の保護】 あなたは常にコスト意識を持って事業に取り組んでいますか？【コスト意識】</p> | |
| 131 | ⑥職員からの職務遂行上の疑問等に係る相談等について、迅速かつ機動的に対応ができる仕組みの整備 | 19年2月～ | 着手済 | <p>○社会保険事務局等からの職務遂行上の疑問等について、迅速かつ機動的な対応を図ることとして、庁内における標準的な仕組みを整備する。</p> <p>①標準的な処理方法の確立 ②管理者の設置による進捗管理等 ③専用の受付窓口の設置等</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----------------------------|---|--------|-----|--|-----------------------|
| 4-2 事務処理のチェックシステムの整備 | | | | | |
| 132 | ①入力処理履歴から事務所ごとの特定の入力記録を抽出した上で、統計的に整理し、異常数値を監視するシステムを開発 | 18年度～ | 検討中 | ○最適化計画に基づく社会保険オンラインシステムの見直しにおいて、入力数値等を監視するシステムについて検討を行っているところである。 なお、システム開発が行われるまでの間は、目視により異常数値の監視を行うこととしている。 | |
| 133 | ②国民年金の免除等の申請書の入力等の事務局事務センターへの集約化、OCRによる処理の必須化及び窓口装置からの直接入力の原則禁止 | 18年9月～ | 着手済 | ○国民年金の免除等の申請書の入力等については、事務局事務センターへの集約化を図ることとし、平成18年9月1日(作業スペースの確保ができない一部の事務局については、10月2日)より実施済み。 | |
| 134 | ③平成22年度末に稼働予定の刷新システムにおいて、以下のチェック機能を整備 ・入力業務は、集約事務センターに集中化 ・スキャナー装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定 ・監察部門に対し、調査・分析データを提供 | 23年度～ | — | ○新システムの基本設計業務について、一般競争入札による調達を平成18年8月末に行い、平成18年度末までに基本設計書の作成を行ったところである。 | |
| 135 | | | | | |
| 136 | | | | | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|----------------------|---|---------|-----|---|-----------------------|
| 4-3 監査部門の機能強化 | | | | | |
| 137 | ①地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位の集約化するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を行う仕組みを導入 | 18年10月～ | 着手済 | <p>○47地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険監察官を、平成18年10月から9ブロック担当事務局に集約配置し、本庁併任とした上で、本庁の直接の指揮監督の下、監察を実施。</p> <p>○多様な視点から監察を行うことにより、より効果的なものとするため、地方社会保険監察官がそれまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を担当する。</p> | |
| 138 | ②予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換 | 18年9月～ | 着手済 | <p>○平成18年9月以降の業務監察では、通常の業務監察に併せて、事務処理が法令、通達等に基づき実施されていることについての検査(適正検査)を実施するとともに、予め通告しないなど、緊張感のある監察も実施。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|--|---|--|---|--|---|
| 4-4 ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立 | | | | | |
| 139 | ①事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制を強化 | 18年度～ | 着手済 | ○現場経験の豊かな職員を配置し、業務マニュアルの整備等全国統一的な業務企画・管理を行うため地方庁職員の登用を行った。 | |
| 140 | ②不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、職員行動規範を改正し、組織内の日常的な業務執行ルールを明確化し、徹底 | 18年8月～ | 着手済 | ○平成18年8月から、これまでの職員行動規範に「業務執行ルールの厳守」を新たに加えるとともに、厳守すべき執行ルールを策定し、情報の共有を徹底するための「情報共有責任者」を本庁・事務局・事務所に設置。 | |
| 141 | ③現場からの内部改善提案制度や国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方を徹底させる機能の強化 | [事件・事故等] 17年4月～ [業務改善要望等] 18年10月～ | [事件・事故等] 着手済 [業務改善要望等] 着手済 | ○社会保険事務局・事務所等において職員による事件・事故や事務処理誤りが発生した場合には、速やかに本庁に報告させ、情報の把握・分析を行い、庁内幹部・各課に報告するとともに、当該事務局に対し指導を行い、必要に応じて全事務局に対し注意喚起を促している。 また、事件・事故及び事務処理誤りの未然防止を図るためその事例を庁内LANに掲載している。 ○これまで、一元的管理がなされていなかった社会保険事務局・事務所からの業務改善要望、内部改善提案制度による職員からの提案、国民の声対応報告制度や長官へのメール・手紙により頂いたお客様のご意見等の内容をとりまとめ、それらに対する対応の可否やその理由、対応状況等を整理し、平成18年11月から社会保険庁LANに掲載している。 ○また、今後、とりまとめた業務改善要望等をデータベース化し、一元的管理を行うことにより苦情対応に活用するとともに、一つ一つの意見等を着実に業務改善に結びつけていくこととしている。 | <通知等> ・社会保険業務の適正な事務処理について(H17.10.5) ・社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について(H17.12.19) ・不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について(H18.3.30) 等 <庁LAN> ・事務処理誤り等一覧 ・意見要望一覧 |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|----------------------|------------------------|-----------|----|---|-----------------------|
| 4-5 個人情報保護の徹底 | | | | | |
| 142 | ①年金個人情報の利用・提供に関する規定の整備 | 年金新組織発足時～ | — | <p>○年金個人情報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年金事業の運営のため必要な場合 ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合 ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合 <p>以外には、利用・提供できないものとする規定を平成19年3月に国会に提出した「日本年金機構法案」に盛り込んだところ。</p> | |
| 143 | ②基礎年金番号の法定化 | 年金新組織発足時～ | — | <p>○個人情報保護の観点等から、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項とする旨を、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----------------------------|----------------|---------|-----|---|-------------------------------|
| V. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策 | | | | | |
| 5-1 職員の意識改革の推進 | | | | | |
| 144 | ①内部改善提案制度の創設 | 16年10月～ | 着手済 | <p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p> | (平成19年2月末現在) 改善提案件数 1,670件 |
| 145 | ②職員行動規範の策定及び徹底 | 16年12月～ | 着手済 | <p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----|----------------------------|---|-----|---|-----------------------|
| 146 | ③職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し | 17年度～ | 着手済 | <p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施。</p> <p>○また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを行い、平成17年4月から職務階層別研修と業務別研修に再編。</p> <p>○平成18年8月に「社会保険研修向上研究会」が取りまとめた「年金運営新組織における研修のあり方について(中間報告)」に基づき、年金新組織を担う人材育成の大枠を定め、計画的に研修の充実を図ることとしている。</p> <p>○平成19年度研修計画においては、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図るとともに、職員の実務能力を継続的に向上させるためにステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設することとしている。</p> | |
| 147 | ④能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入 | <p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p> | 着手済 | <p>○新人事評価制度については、平成17年10月より社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、平成18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を開始し、平成18年9月に上期(4月～9月)評価を行い、平成19年3月に下期(10月～3月)評価を行う。</p> <p>○なお、平成19年4月から全職員を対象として本格実施する。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-----|-------------------------------------|--------|-----|---|--|
| 148 | ⑤社会保険事務局・事務所グランプリの実施 | 17年6月～ | 着手済 | <p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門及び特別表彰対象事業(健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進、国民年金保険料の口座振替の加入促進及び国民年金保険料の強制徴収)の取組について実績評価を行い、平成18年度の実績に関する長官表彰については、平成19年7月以降に実施予定。</p> <p>○平成17年度事業実績における長官表彰は、上記3部門のほか、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進及び国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業として実績評価を行い、平成18年9月に実施。</p> | <p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等</p> |
| 149 | ⑥集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施 | 17年度～ | 着手済 | <p>○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、集合研修への参加が困難な者の受講機会を確保。</p> <p>○また、平成19年2月から、離婚時分割に係る相談等に的確に対応するために通信研修を実施。</p> | |
| 150 | ⑦年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施 | 18年度～ | 着手済 | <p>○平成19年度研修計画においては、事務所係長から課長までの間の研修機会が少ない階層に対して、直近の社会保険関係法令知識を習得させるために「リニューアル研修」を実施することとしている。</p> | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|--------------------------|---------------------|------------|-----|--|--------------------------|
| 5-2 改革リスタートプロジェクト | | | | | |
| 151 | ①「わたしのリスタートプラン」の提出 | 18年9月 | 着手済 | ○現場の全職員は、今後の社会保険庁改革の在り方に関する自らの考えを「わたしのリスタートプラン」として長官宛に提出。 | |
| 152 | ②「長官と本音で語ろう」の開催 | 18年9月～ | 着手済 | ○職員が自らの職場・業務に関する意見・要望・疑問等がある場合に、それらを積極的に表明することができる職場づくりの契機とするため、各社会保険事務局単位で、長官と職員との自由な意見交換会「長官と本音で語ろう」を順次開催。 | (平成19年3月末現在) 32事務局で開催 |
| 153 | ③「全職員対話キャンペーン」の実施 | 18年10月～11月 | 着手済 | ○職員同士の意思疎通を図り、職場内でのコミュニケーション不足を解消するため、全職員が、自らの業務や組織の問題について、上司と率直な意見を交わすとともに、今後の業務の在り方について、建設的な議論を行う「全職員対話キャンペーン」の実施。 | |
| 154 | ④社会保険庁改革リスタートプランの策定 | 19年3月 | 着手済 | ○現場職員から寄せられた「わたしのリスタート・プラン」において積極的、前向きな提言を行った職員と長官による懇談の場を設け、議論を行った上で、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁リスタート・プラン」としてとりまとめる。 | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|-------------------------|--|----------|-----|---|-----------------------|
| 5-3 能力重視の人事政策の断行 | | | | | |
| 155 | ①地方職員の本庁ポストへの登用拡大 | 17年10月～ | 着手済 | ○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関しては、平成17年10月の人事異動においては2名、平成18年4月以降の人事異動においては7名の登用を実施。(平成19年3月末現在、17年9月以前の登用者とあわせ、14名を登用。) | |
| 156 | ②人事政策の抜本的な改革 ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導に移行 ・年功序列や地域の事情にとらわれず、能力本位での広域的な人事の実施 ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者の積極的登用及び幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置 ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視 ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を検討 ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施 ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用 | 18年度から順次 | 着手済 | ○事務局・事務所の幹部職員の人事については、9月及び10月の人事異動において、各事務局から調書等を提出させ、本庁により配置先を決定するなど、本庁主導の人事異動を実施。 ○事務所長クラス以上の職員68名の広域異動を実施。 (18年9月29日及び10月1日付け) ○18年9月の社会保険事務局長の人事異動において、I種職員の登用を3名から4名に拡大。 ○民間の有能な人材を社会保険事務所長に登用するため、公募を実施し、書類選考及び面接試験の結果、4名を社会保険事務所長候補者として平成19年2月1日付けで採用。(19年4月1日付けで社会保険事務所長として配属予定) ○平成18年8月に「社会保険研修向上研究会」が取りまとめた「年金運営新組織における研修のあり方について(中間報告)」に基づき、年金新組織を担う人材育成の大枠を定め、計画的に研修の充実を図ることとしている。 ○新規採用者研修受講者及び一般職員研修受講者に対して「理解度テスト」を実施しているが、平成19年度は中堅職員専門実務研修においても実施。また、徴収事務研修(厚年・健保)、国民年金保険料強制徴収実務研修において、「指導者養成課程」を設け、試行的に認定試験を実施することとしている。 | |

| | 項目 | 実施時期 | 区分 | 取組状況 | 参考データ (平成19年2月末現在) |
|---------------------|-----------------------------|--------|-----|---|--|
| 5-4 組織内部の改革等 | | | | | |
| 157 | ①社会保険事業運営評議会の設置 | 16年9月～ | 着手済 | <p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成19年3月末現在、17回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p> | |
| 158 | ②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置 | 16年9月～ | 着手済 | <p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革等の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、12名の民間出身職員を配置。</p> | |
| 159 | ③社会保険事業計画の見直し | 17年度～ | 着手済 | <p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成19年度事業計画については、平成19年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p> | |
| 160 | ④年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表 | 随時 | 着手済 | <p>○平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を設置し、年金の給付誤り等の早期発見や早期対応を行い、事象を明確にした上で速やかに公表するとともに、事象の分析調査を行い、具体的な再発防止策を講じている。</p> | <p>「総点検の結果について」(平成17年4月1日公表)以降に公表した給付誤り事象の件数 21件</p> <p>※ 内容は、庁ホームページに掲載</p> |